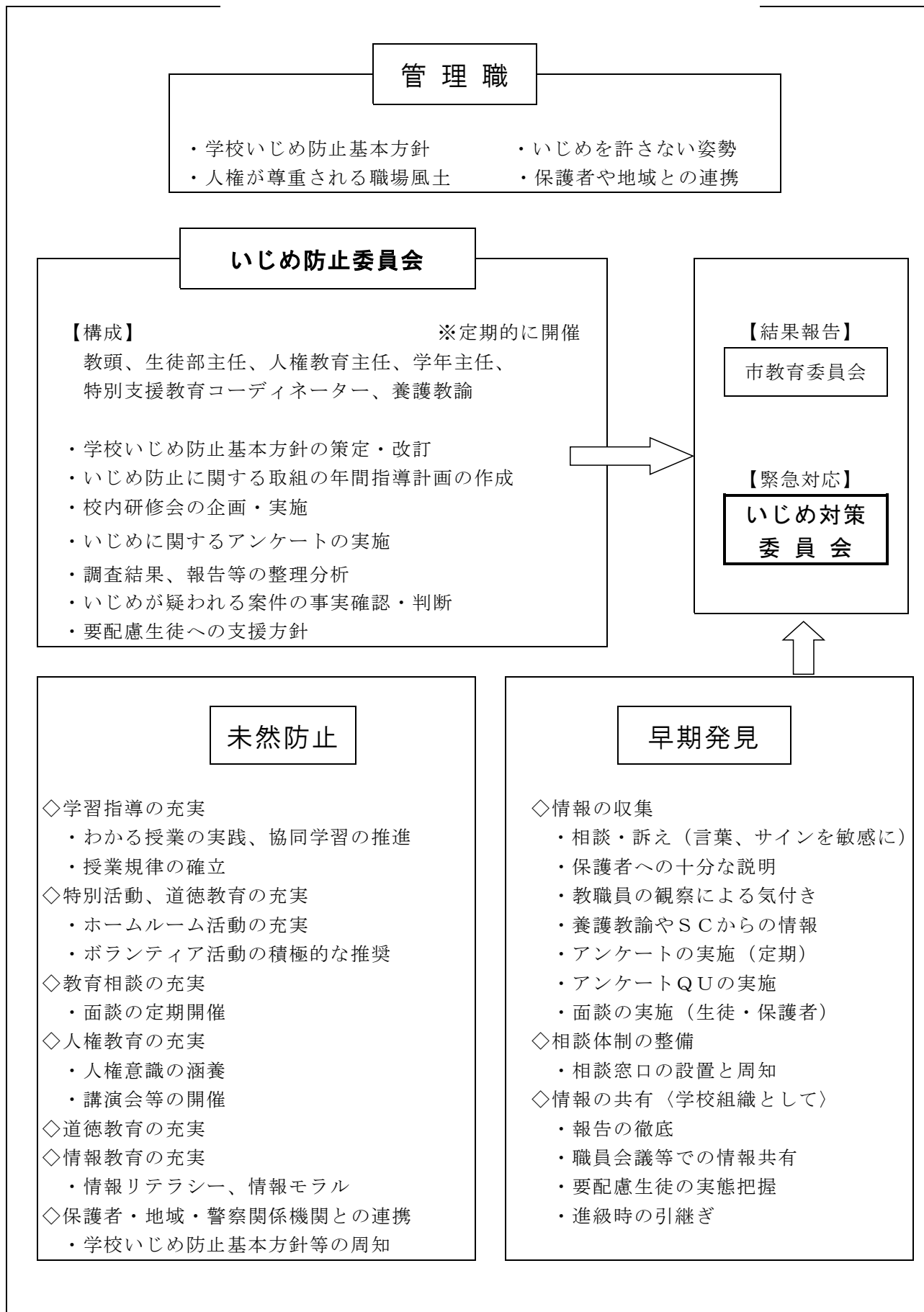


日常の指導体制（未然防止・早期発見）



いじめ初期対応について

1 いじめ情報のキャッチ（認知）

【ポイント・留意点】

- * けんかやネットトラブル等も「いじめ」を疑ってみる
- * 小さなトラブルを見逃さない（ハインリッヒの法則）

【ダメな対応の例】

- | | |
|---------------|-------------------|
| • あなたにも問題があるね | • また同じトラブルを起こしたのか |
| • もっと強くなりなさい | • あんまり気にするなよ |
| • お互い様でしょう | • 相手にするなよ |

- * 担任一人で抱え込まない

2 報告・^ホ連絡・^ウ相談・^レ記録・^ソウ

【ポイント・留意点】

- * まずは伝えること！ 周囲に相談すること！
- * 憶測を入れずに事実を報告する
- * ホウ・レン・ソウに加え、記録を残す

3 事実確認（情報収集）

【ポイント・留意点】

- * 訴え等があった場合、できる限りその日のうちに対応する
- * チームで役割分担の上、事実確認を行う（5W1Hを意識する）
- * アンケート等の活用を図る（Q-U アンケート等客観的資料の活用）
- * 情報の突合せを行い、当面の対応方針を決め、保護者連絡を早急に行う

4 対応（指導）方針の検討

【ポイント・留意点】

- * 校内いじめ防止等対策委員会の開催 ※第三者の参画
- * 指導・援助体制の確立
- * 被害児童生徒の安全確保、心のケア、継続的な見守り
- * 加害児童生徒への毅然とした指導、本人が抱える思いの受止め
- * 事案発生の背景や要因を探る
- * 教職員による対応（指導）方針の共有

5 保護者連絡

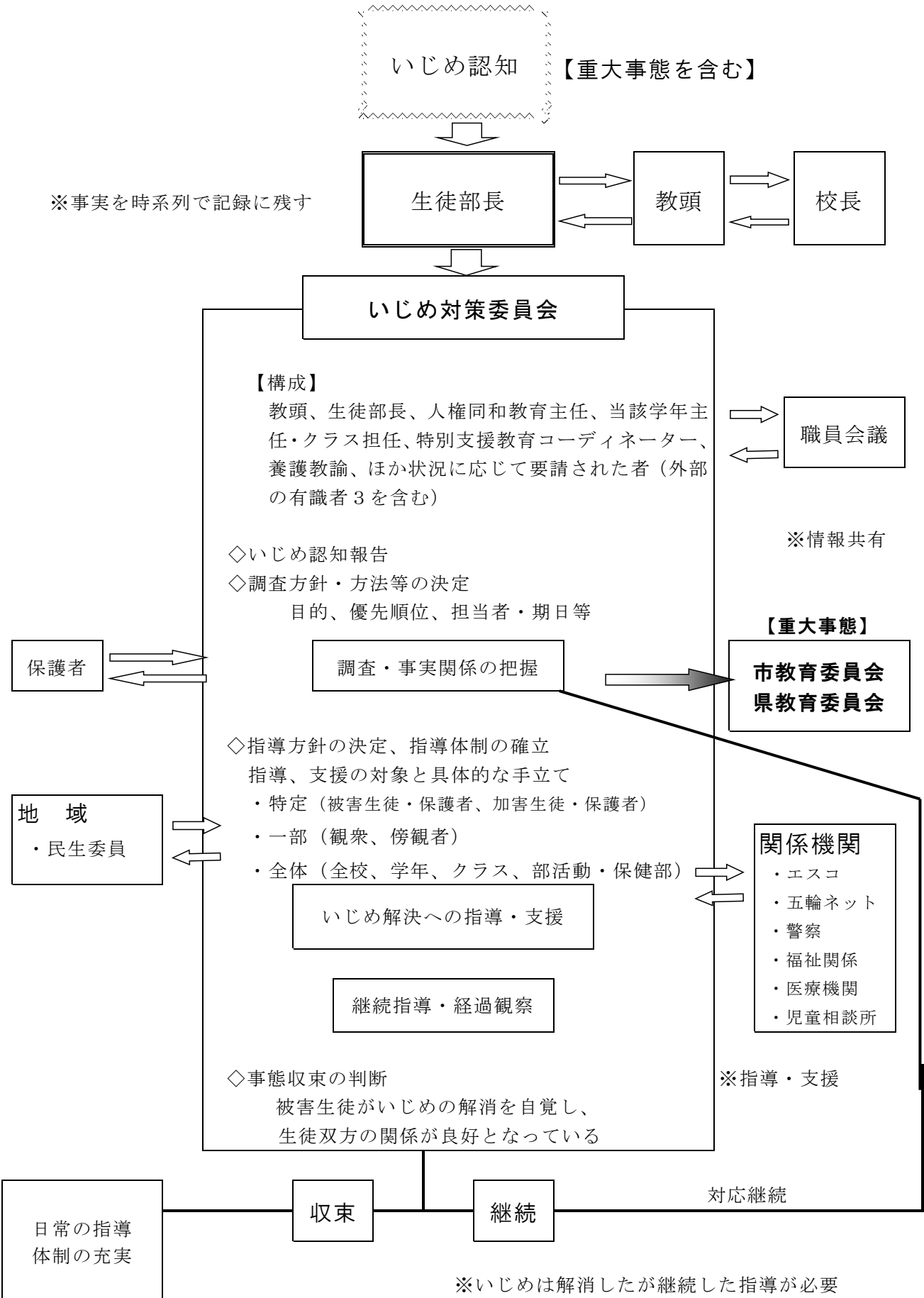
【ポイント・留意点】

- * 事案の事実関係や具体的な対応策を双方の保護者に正確に伝える。
- * 保護者の協力が得られるよう丁寧な対応を心がける
- * 以降、情報はこまめに伝える

6 今後の対応（指導）方針の確認

いじめ解消
までの取組
(PDCA)

緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)



(別紙 4)

いじめ発見チェックポイント 25

松江市教育委員会学校教育課

順	チェック	場面	チェック項目
1		登校	表情が良くなく、あいさつの声が小さい。
2		時	急に遅刻や欠席が増えてきた。
3		学	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。
4		級	発表すると周囲から冷やかされたりすることがある。
5		生	本意でない係や委員に無理やり選出される。
6		活	頭痛、腹痛、体調不良でトイレや保健室に頻繁に行くようになる。
7		授	学習課題（宿題）や提出物などの忘れ物が多くなる。
8		業	授業に対する意欲が感じられず、成績も下がりだしている。
9		時	一人で行動したり、一人だけ授業に遅れてくることがある。
10		間	机・教科書に落書きやノートに破られた跡がある。
11		休	今まで一緒だった友達やグループから離れ、一人で行動している。
12		憩	用事もないのに職員室や保健室によく来る。
13		時	他の子どもの物をよく運んでいる。
14		間	そばを通る友人が大げさに避けて通る。
15		昼	その子が配膳すると嫌がられたりする。（給食時）
16		食	同じ班員と机を少し離して給食を食べたり、黙って食べている。
17		時	給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされている。
18		清	その子の机や椅子だけが運ばれず放置されている。
19		掃	重い物や汚れた物の片付けをいつもしている。
20		時	ゴミ捨て等、人が嫌がる仕事ばかりしている。
21		そ	靴、傘などが汚されたり、壊されたり、隠されたりしている。
22		の	責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。
23		他	衣服が汚れていたり、すり傷が見られたりする。
24			大金を持っていたり、友人間で金銭の貸し借りをしている。
25			部活動（クラブ）を休み始めたり、やめたいと言いだしたりする。

(別紙 5)

1. いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教職員の目により、多くの場面で生徒を観察し、生徒の小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	生徒のサイン
登校時 朝礼	遅刻や欠席や増える。その理由を明確に言わない。 教員と視線が合わず、うつむいている。 よく体調不良を訴える。 よく提出物を忘れたり、期限に遅れる。 担任が教室に入室後に遅れて入室してくる。
授業時間	保健室やトイレに頻繁に行くようになる。 教科書や教材等の忘れ物が目立つ。 机の周囲が散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書やノートに汚れがある。 他の生徒から突然個人名を言われる。
休憩時間	弁当にいたずらをされる。 昼食を教室で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服が汚れていることがある。 一人で清掃している。
放課後	あわてて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされる。 一人で部活動の準備や片付けをしている。

2. いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いた場合には、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やして、状況を把握する。

生徒のサイン
教室で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

(別紙6)

3. 教室でのサイン

学校では教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休憩時間に廊下を通る際に注意を払ったりすることを通して、生徒のサインを見逃さないようにする。

生徒のサイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁などにいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

4. 家庭でのサイン

家庭でも生徒は多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。これらのサインに気が付いた場合には、学校との連絡が図れるようすべての保護者に対して伝えておく。

生徒のサイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平不満を口にすることが多くなった。 朝起きて来なかったり、学校に行きたくないと言い出したりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがあったりする。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣類の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振や不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物が無くなったり、壊されたり、落書きされたりする。 家庭の品物、金銭が無くなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

学校におけるいじめ事案への対応振り返りポイント 20

松江市教育委員会生徒指導推進室

1. いじめの認知「いじめの定義と具体的な事例」

【ポイント 1】

「いじめの定義」について、いじめ防止対策推進法の理解や学校基本方針の周知を進めながら、具体的な事例についての学校内での共通理解を図ることで、組織としての適切ないじめ認知を進めていく。

2. 初期対応「その場、その時、その日の対応」

【ポイント 2】

いじめの対応において、児童生徒や保護者への「初期対応」が丁寧に行われたかどうか、事案の早期解決につながり、長期化・困難化を防ぐことになる。

【ポイント 3】

起きた事案については、速やかに、個別に、かつ該当児童生徒への丁寧な聞き取りと保護者への丁寧な説明を基盤として、組織的に対応する。学校として、報告書式や報告の手順を定め教職員間で周知することで、的確で迅速な初期対応が進む。

3. 学校のいじめ対策組織「いじめ防止等対策委員会」

【ポイント 4】

「いじめ防止等対策委員会」（以下、「委員会」という。）は既存の生徒指導委員会とは別に設置し、外部学校関係者の参画を位置づけ、適宜開催していくことで、実効的に事案の対処を進めたり、未然防止・早期発見の取組を推進したりする組織となる。

また、いじめ事案を認知した時点で「委員会」を速やかに招集し、全体での会を持ちながら、組織的な対応を進めていくことが重要である。また、この「委員会」での対応を、児童生徒や保護者・地域に周知していくことも大切である。

4. 学校内の情報共有「抱え込まない教職員組織」

【ポイント 5】

担任教員や部活動顧問等各担当者レベルでの情報や対応を、主任や管理職等に細かく報告する。また、校内の生徒指導体制及び「委員会」の組織体制の中で行われる報告や協議・指示の手順をマニュアル化したり、適切な記録の残し方を校内で徹底したりする。

【ポイント 6】

管理職はそのリーダーシップを発揮して、組織的対応の意義を教職員に十分に周知し、いじめ対応についての教職員の意識改革を促す。併せて、教職員にはいじめの情報を主任や管理職に報告し、校内で共有する義務があることを事例を示すなどしながら周知徹底していく。

5. 保護者への対応「誠意ある対応と信頼関係の構築」

【ポイント 7】

被害・加害双方の保護者との信頼関係が崩れると、被害者への支援や加害者への指導や対応等が円滑に進まなくなる。被害児童生徒をいじめから救済し、被害保護者への誠意ある対応を心掛けると共に、被害児童生徒の傷つきを加害児童生徒やその保護者に認識させ、反省を促し、保護者も学校と協力していじめの解決に取り組んでいけるような信頼関係を築いていくことが大切である。

【ポイント 8】

保護者会については、学級・学年・全校の範囲を慎重に検討しながら早い時期に機を逸せず開催していくことが、事態を困難化・長期化させないことにつながっていく。そのもち方や内容、伝え方については「委員会」等の場において、外部関係者の意見も踏まえながら定めていく。

6. 教育委員会、地域・外部機関との連携等との連携「第三者の活用」

【ポイント 9】

被害児童生徒保護者が教育委員会に「いじめの重大事態」ではないかという相談をしていることの報告があれば、学校は危機感をもってそれを真摯に受け止め、教育委員会と情報を共有しながら保護者への対応を丁寧に行うことで、学校と被害保護者との感情的な対立が進まないようにする。

【ポイント 10】

「委員会」での方針決定のもと、実際の対応や支援においては、ケース会議や授業観察等で教育委員会指導主事等の介入を積極的に要請し、助言を得ながら進めていく。

【ポイント 11】

関係保護者と学校との話し合いにおいて、教育委員会や外部専門家の支援を受けたり、学校との関係を調整するための第三者の参画を教育委員会との連携の中で進めていくことは、解決のための前向きな話し合いをしていくことに有効な場合がある。

【ポイント 12】

いじめが被害児童生徒の心身に深刻な傷を与えないよう、事案の状況や内容によっては警察や法務局との連携を早い段階で進める。また、人権侵害に対する教職員自身の感覚や、インターネット上の加害情報への教職員の対処スキルを高めることが求められる。

7. 学校いじめ防止基本方針「いじめ防止対策推進法に則った策定」

【ポイント 13】

「学校いじめ防止基本方針」は平成26年度策定後、年度ごとの見直しを重ねてきているが、全教職員での自校基本方針の理解促進の取組を毎年度当初に必ず行うとともに、保護者や地域への積極的な周知を図る。

【ポイント 14】

いじめ問題や「いじめ防止対策推進法」、自校の「学校いじめ防止基本方針」に関わる研修を計画的に行い、法の理解に基づいた具体的な事例への対応が進むようにする。

8. いじめの未然防止・早期発見「児童生徒理解と学級集団づくり」

【ポイント 15】

児童生徒からの相談や訴えに正面から向き合い、いじめの被害児童生徒を守り通すために、自死予防やいじめへの対応を日常業務の最優先の事項に位置付ける。

【ポイント 16】

質問紙調査は、実施するときのポイント（アンケートの様式や記名か無記名か、書きやすい環境をどうつくるか、回収のしかたをどうするか等）を教職員で共通理解し、児童生徒に十分な説明をしたうえで実施する。

【ポイント 17】

学級の荒れを生まない学級集団づくりの取組を、授業づくりの取組と合わせて進めていくことで、児童生徒の望ましい人間関係や自己肯定感、自己有用感の醸成を図る。

【ポイント 18】

親和的な集団の中で教職員と児童生徒との人間関係が育まれ、相談しやすい関係が生まれてくる。いじめの早期発見は、こうした教職員と児童生徒の人間関係や、学校としての総合的な教育活動が基盤となる。

9. 学校におけるいじめ対策のカギ「初期対応力と組織的対応力」(まとめ)

【ポイント 19】

児童生徒の発する言葉やサインを敏感に受け止め、校内体制で共有して対応を徹底していくことが、事態を困難化・長期化させないための初動として、まず大切にされなければならない。この「初期対応」の部分がどれだけ丁寧に行われるかで、いじめが長期化・困難化したり重大事態に至ったりすることを防ぐことができる。

【ポイント 20】

「委員会」で学校組織として情報を共有し、外部関係者の意見を取り入れながら改善の方策を定めることが大切である。いじめ事案の対応については、学校組織での情報共有と組織的対応を具体的に、確実に進めていくことを改めて校内で確認する。

※ 「いじめ防止等対策委員会」 (「委員会」)

・・・松江市いじめ防止基本方針における各校で設置される校内のいじめ対策に関わる委員会の呼称。

3 重大事態対応のフロー図

【学校】



学校いじめ防止対策委員会による対応 (法第22条)

※子どもや保護者からの訴え

【教育委員会】

教育委員会への報告 (法第23条2項)

重大事態の認識・把握

市長へ報告

(法第30条第1項)

教育委員会が調査主体の判断・指示

学校いじめ防止
対策委員会の調査

学校・教育委員会
(第三者加入) の調査

学校へ第三者加入調査
第三者調査委員会調査

松江市いじめ問題対応
専門家会議による調査

＜市教委事務局＞学校への指導・支援、調査進捗状況の確認

(法第14条第3項)

(法第28条第1項)

被害児童・生徒及び
保護者 (関係児童・
生徒保護者) に対す
る情報提供

(法第28条第2項)

調査結果提供

意見書提出

調査結果を教育委員会に報告
(重大事態の最終確認)

調査結果を市長に報告

(法第30条第1項)

【市長】

再調査の指示

(市長が必要と認めた場合)

松江市いじめ問題調査委員会による再調査

※市長の附属機関
(調査機関)

(法第30条第2項)

市 長

教育委員会へ連絡

※再発防止等の指示

市議会への報告

(法第30条第3項)